

## 第2期岩国市子ども・子育て支援事業計画 (計画の概要)

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 17 年度から次世代育成支援対策推進法に基づき、「次世代育成支援対策岩国市行動計画（にっこりプランⅡ・Ⅲ）」を策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

平成 27 年 4 月には子ども・子育て支援法に基づき、「岩国市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育の提供や地域での子ども・子育て支援の充実など、各種施策に取り組んできました。

第 1 期計画を策定した平成 26 年度時点では、岩国市の出生数は年間 1,000 人前後で推移していました。その後、本市においても急速に少子化が進行し、平成 31 年 4 月 1 日現在の 0 歳人口は 808 人になっています。

このような傾向が続いた場合、第 2 期計画の最終年度である令和 6 年度末の 0 歳人口は 727 人となる予測であり、5 年間で 1 割以上の減少が見込まれています。

少子化とともに高齢化も同時に進行しているため、労働力人口が減少し、社会保障負担の増加や地域社会の活力低下が懸念されています。また、非正規雇用の増加や長時間労働の常態化など、子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあります。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって地域で孤立する子育て世帯や、ひとり親世帯の増加等による子どもの貧困など、深刻な課題として認知されるようになってきたものもあります。

「第 2 期岩国市子ども・子育て支援事業計画」は、子どもと子育て家庭をめぐる諸課題を地域全体で解決する道筋をつけるとともに、新たに子どもの貧困等に関する記述も加え、安心して子育てができるまちづくりを推進するために策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）が改正され、法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日までに延長されたことから、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されています。「子どもの貧困対策に関する法律」第 9 条に基づく「都道府県計画」として策定された「山口県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、本市における子どもの貧困対策を本計画に含め、一体のものとして位置づけます。

本計画は、岩国市総合計画をはじめ、平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置づけられた岩国市地域福祉計画や、岩国市障害者計画、第 2 次岩国市健康づくり計画等市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

## 3. 計画の期間

計画期間については、令和 2 年度を開始初年度とし、令和 6 年度までの 5 年間とします。

## 4. 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「岩国市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定します。

### (2) アンケート調査の実施

岩国市に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とします。

#### (調査の目的)

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため。

#### (調査の対象)

就学前児童の保護者	本市在住の就学前児童の保護者から無作為抽出
小学生の保護者	本市在住の小学生の保護者から無作為抽出

#### (調査の方法)

郵送による配付・回収

#### (調査の期間)

平成 30 年 12 月 20 日～平成 31 年 1 月 10 日

※ ただし、平成 31 年 1 月 25 日までに回収された調査票を有効回収票として扱い、集計・分析を行いました。

#### (回収の結果)

	抽出者数	配布数	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
就学前児童の保護者	2,000 件	1,991 件	920 件 (904 件)	46.2% (45.4%)
小学生の保護者	1,000 件	994 件	453 件 (449 件)	45.6% (45.2%)

### (3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

### (4) パブリック・コメントの実施

令和元年 12 月頃に計画案を広く公表してそれに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施する予定です。そこで寄せられた意見を計画に反映します。

## 5. 計画の進行管理および点検

計画書に掲げる行政の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。

また、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、岩国市子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しを行います。